

個人演説会等申込要領

〔目 次〕

1	個人演説会等	1
2	開催の申出	2
3	開催の申出の撤回	4
4	開催	4
5	個人演説会等の会場で掲示できる文書図画について	5
6	個人演説会等の会場内での文書図画の頒布について	6
7	会場における連呼行為	6
8	終了後の会場内外の原状回復	6
9	施設又は設備の損害賠償	6
10	他の演説会の禁止	7

〔申込関係様式〕

- 様式 1－1 個人演説会開催申出書（選挙区選出議員選挙の候補者用）
- 様式 1－2 個人演説会開催申出書（比例代表選出議員選挙の候補者用）
- 様式 2 校舎等目的外使用許可申請書
- 様式 3－1 個人演説会開催申出承諾書（選挙区選出議員選挙の候補者用）
- 様式 3－2 個人演説会開催申出承諾書（比例代表選出議員選挙の候補者用）

〔凡 例〕

法	・ ・ ・ ・ ・	公職選挙法
令	・ ・ ・ ・ ・	公職選挙法施行令
市選管	・ ・ ・ ・ ・	札幌市選挙管理委員会
区選管	・ ・ ・ ・ ・	札幌市区選挙管理委員会
道選管	・ ・ ・ ・ ・	北海道選挙管理委員会
候補者	・ ・ ・ ・ ・	選挙区選挙の候補者及び比例代表選挙の名簿登載者

1 個人演説会等

個人演説会とは、候補者が開催する演説会であり、候補者の政見の発表、有権者に対する投票依頼等選挙運動のために開催するものです。

なお、参議院議員通常選挙の候補者の個人演説会開催の可否については下表のとおり区分されます。

候補者の種別	個人演説会開催の可否
選挙区選出議員選挙の候補者	○
比例代表選出議員選挙の候補者 (特定枠に記載されていない者)	○
比例代表選出議員選挙の候補者 (特定枠に記載されている者)	×

また、個人演説会は、使用する施設により、公営施設を使用して行う個人演説会と公営施設以外の施設を使用して行う個人演説会等とに区分されます。

(1) 公営施設を使用して行う個人演説会（法第161条）

ア 公営施設とは、学校、公民館、地方公共団体の管理に属する公会堂及び市選管が指定する施設（市営住宅集会所、地区会館など）です。

なお、施設名等については、別添「個人演説会公営施設一覧表（札幌市関係分及び札幌市指定分）」を参照してください。

イ 候補者は、選管が交付する様式（様式1－1～1－2）により、使用する施設が所在する区選管に申し出て個人演説会を開催することができます（令第112条第1項）。

なお、市立学校を使用する場合は校舎等目的外使用許可申請書（様式2）の提出も必要です。

ウ 公営施設を使用して行う個人演説会の施設使用料は、候補者1人について、同一施設ごとに1回に限り無料です。

また、公表している施設程度以外の設備に係る費用（有料の拡声器使用料等）については候補者負担となります。

エ 使用時間については、準備・後片付けの時間を含めて5時間以内となります。

(2) 公営施設以外の施設使用の個人演説会（法第161条の2）

ア 候補者は、公営施設以外の施設を使用して、個人演説会を開催することができます（例 個人の住宅、寺院、劇場等）。

ただし、次に掲げる建物又は施設においては、選挙運動のためにする演説及び連呼行為を行うことができません（法第166条）。

(ア) 国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）

(イ) 汽車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場その他鉄道地内

(ウ) 病院、診療所その他の療養施設

イ 公営施設使用の個人演説会とは異なり、直接、開催しようとする施設の管理者と交渉しその承諾を得ればよく、手続きを要しません。

また、公費による無料の扱いもなく、1回当たりの使用時間の制限もありません。

2 開催の申出

公営施設を使用して個人演説会を開催する場合は以下の手続きをしてください。

なお、公営施設以外の施設を使用して個人演説会等を開催する場合は、直接、施設に問い合わせてください。

(1) 開催の申出

申出できる期間	令和7年7月3日（木）～令和7年7月17日（木） （土曜、日曜、祝日を含む。） 受付時間：午前8時30分～午後5時00分
開催できる期間	令和7年7月5日（土）～令和7年7月19日（土） （土曜、日曜、祝日を含む。）

ア 個人演説会を開催しようとする候補者は、開催予定日の2日前までに区選管が交付する「個人演説会開催申出書」（様式1）により、当該施設が所在する区の選管に対して申出をしてください。市立学校（園）を使用する場合は「校舎等目的外使用許可申請書」（様式2）の提出も必要です。

なお、学校、地区会館を使用する場合の申出については、土日が休みとな

る場合が多く、使用の可否の確認が取りづらくなりますので、早めに申出するようお願いいたします。

イ 開催の申出は、選挙期日の公示日（候補者届出をした後）から選挙期日前3日まで、毎日（土曜、日曜、祝日を含む。）午前8時30分から午後5時まで行うことができます（法第163条・法第270条）。

ウ 区選管にて、申出のあった施設に対して使用の可否を確認し、使用できる場合は、候補者に対して「個人演説会開催申出承諾書（様式3-1～3-2）」を交付します（令第113条・令第116条）。

(2) 開催の申出に関する注意事項

ア 公営施設については、「個人演説会公営施設一覧表（札幌市関係分及び札幌市指定分）」を参照してください。

イ 同一の施設を、同時に2回以上の申出をすることや、既に申し出ている使用日を経過する前に新たな申出をすることはできません（令第112条第2項）。

ウ 使用時間は、有料、無料を問わず5時間以内です。なお、使用時間には準備及び後片付けの時間を含みます（令第112条第3項）。

エ 同一の施設を同一日時に使用したい旨の申出が2以上あった場合は、申出の到達の前後、申出が同時のときは当該施設の使用回数の多少、更に使用回数が同じときは区選管が行うくじにより開催の可否を決定しますので御承知おきください（令第113条）。

オ 区民センターなど施設によっては、施設用の使用申込書の提出を要する場合があります、また、使用に際しての打合せが必要となる場合がありますので、区選管の承諾を得た後、速やかに使用する施設に連絡をしてください。

※ 参考事例

候補者Aから開催の申出を受けたが、その開催すべき日時は既に候補者でない甲に対して使用を許可してあるため、使用できない旨の通知をしたところ、その後に、候補者Bから甲が使用しないことの承諾書を添えて、当該日時に使用したい旨の申出があった場合において、候補者Aが当該日時に開催の意思のあるときは、候補者Bの申出を許すことはできない（昭和38年実例）。

3 開催の申出の撤回

公営施設を使用して行う個人演説会については、候補者等は、開催日の2日前までに限り、申出を撤回することができます。

なお、開催日前2日を経過した後に使用しない旨を申し出ても、施設に納付した納付金は候補者に戻りません（令第120条第2項）。

4 開催

(1) 持参する書類

候補者は、開催に当たり区選管が発行した「個人演説会開催申出承諾書」（様式3-1～3-2）を使用する施設管理者に提出してください。

市立学校を使用する場合は、教育委員会から送付される校舎等目的外使用についての「許可書」も持参して提示してください。

(2) 開催に関する注意事項

ア 個人演説会においては、候補者がその選挙運動のための演説をすることができることはもちろん、当該候補者等以外の者も当該候補者の選挙運動のための演説をすることができます（法第162条）。

イ 個人演説会は候補者が開催しますが、演説者については制限がなく、録音した演説を再生してもかまいません（法第164条の4）。

5 個人演説会等の会場で掲示できる文書図画について

(1) 会場外

種類	選挙区選出議員選挙の候補者が行う 個人演説会	比例代表選出議員選挙の候補者が行う 個人演説会
ポスター	掲示不可	掲示不可
立札・看板	■ 縦273cm×横73cm以内 ■ 1枚以上会場前に掲示(※) ■ 表面に掲示責任者の氏名、住所 ■ 所定の表示：道選管が定める表示 ■ 総数：5枚まで	■ 縦273cm×横73cm以内 ■ 表面に掲示責任者の氏名、住所、名簿届出政党等の名称の記載 ■ 総数：2枚まで

(※) 掲示義務：法第164条の2第1項

(2) 会場内

種類	選挙区選出議員選挙の候補者が行う 個人演説会	比例代表選出議員選挙の候補者が行う 個人演説会
ポスター・立 札・看板	■ 規格、枚数制限なし ■ 表面に掲示責任者の氏名、住所	■ 規格、枚数制限なし ■ 表面に掲示責任者の氏名、住所 ■ 名簿届出政党等の名称の記載
ちょうちん	■ 高さ85cm×直径45cm以内 ■ 1個まで ■ 表面に掲示責任者の氏名、住所	■ 高さ85cm×直径45cm以内 ■ 1個まで（会場内外を通じて1個） ■ 表面に掲示責任者の氏名、住所、名簿届出政党等の名称の記載
映写等	■ 開催中掲示可	■ 開催中掲示可

6 個人演説会の会場内での文書図画の頒布について

種類	選挙区選出議員選挙の候補者が行う 個人演説会	比例代表選出議員選挙の候補者が行う 個人演説会
ビラ	■ A 4 判（29.7cm×21cm）以内 ■ 表面に頒布責任者及び印刷者の氏名・住所 ■ 道選管の交付する証紙の貼付	■ A 4 判（29.7cm×21cm）以内 ■ 表面に頒布責任者及び印刷者の氏名、住所、名簿届出政党等の名称の記載 ■ 公選法第142条第1項第1号の2のビラである旨の表示 ■ 中央選挙管理会の交付する証紙の貼付
書籍・パンフレット	■ 規格制限なし ■ 表面に頒布責任者及び印刷者の氏名・住所 ■ 名簿届出政党又は名簿届出政党等の名称 ■ 総務大臣に届出したパンフレット等である旨の表示	

7 会場における連呼行為（法第140条の2第1項）

個人演説会の会場における連呼行為は、会場内の聴衆に向かって行うことができますが、窓や入口から外に向かって行うことはできません。

8 終了後の会場内外の原状回復

候補者等は、個人演説会の終了後、会場の内外に掲示してある文書図画を速やかに撤去し、原状に戻してください。

9 施設又は設備の損害賠償（令第122条）

候補者又はその選挙運動をする者が個人演説会の施設又は設備を損傷した場合においては、その候補者が、その損害を賠償し、又は施設若しくは設備を原状に回復しなければなりません。

10 他の演説会の禁止（法第164条の3）

公営施設使用の個人演説会及び公営施設以外の施設を使用して行う個人演説会以外の演説会は、すべて禁止されています。

なお、候補者以外の者が2人以上の候補者等の合同演説会を開催することも禁止されています

個人演説会開催申出書

令和 7 年 月 日

(あて先)

札幌市 区選挙管理委員会委員長

住 所

党 派

候補者

電 話

— —

下記のとおり個人演説会を開催したいので、公職選挙法第163条の規定により申し出ます。

記

- 1 選挙名 令和7年7月20日執行
参議院選挙区選出議員選挙（北海道選挙区）
- 2 開催の日時 令和 7 年 月 日 午前（後） 時 分から
午前（後） 時 分まで
- 3 使用する施設の名称
施設の名称 （使用する部屋 ）
- 4 今回の選挙において既にこの施設を使用した回数 回
- 5 その他の事項

備考 1 「2 開催の日時」は、準備・後片付けの時間を含めた時間（5時間以内）を記載すること。
2 「5 その他の事項」は、候補者が共同して個人演説会を開催する場合及び候補者が自ら設備をする場合の程度（設備名・数量）等を記載すること。
3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

個人演説会開催申出書

令和 7 年 月 日

(あて先)

札幌市 区選挙管理委員会委員長

住 所

党 派

候補者

電 話

— —

下記のとおり個人演説会を開催したいので、公職選挙法第163条の規定により申し出ます。

記

- 1 選挙名 令和7年7月20日執行
参議院比例代表選出議員選挙
- 2 開催の日時 令和 7 年 月 日 午前（後） 時 分から
午前（後） 時 分まで
- 3 使用する施設の名称
施設の名称 (使用する部屋)
- 4 今回の選挙において既にこの施設を使用した回数 回
- 5 その他の事項

- 備考
- 1 「2 開催の日時」は、準備・後片付けの時間を含めた時間（5時間以内）を記載すること。
 - 2 「5 その他の事項」は、候補者が共同して個人演説会を開催する場合及び候補者が自ら設備をする場合の程度（設備名・数量）等を記載すること。
 - 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

校舎等目的外使用許可申請書																			
使 用 場 所	札幌市立 1 体育館 2 格技場（該当する番号を○で囲む） 学校 3 教室																		
使 用 日 時	令和 7 年 月 日（ 曜日） 時 分から 時 分まで																		
使 用 目 的	令和 7 年 7 月 20 日 執行の参議院 開催のため 選挙の個人演説会																		
使用予定人員	名																		
特 別 な 設 備 の 使 用	1 照明 2 演壇 3 椅子（ 脚） 4 拡声器																		
場内整理責任者																			
使 用 料																			
上記のとおり使用したいので、使用許可申請します。 令和 7 年 月 日 申請者（住所） （党派名（政党等名称）） （候補者名（代表者名）） （電話番号） — （担当） 札幌市教育委員会 様																			
（区選挙管理委員会記入欄） 1 学校確認 <table><tr><td colspan="4">令和 7 年 月 日 時 分</td></tr><tr><td>学校担当者</td><td>校長</td><td colspan="2">教頭</td></tr></table> 2 使用の可否 <table><tr><td>可</td><td>否</td></tr></table> <table><tr><td>選管担当者</td><td></td></tr><tr><td>区</td><td></td></tr><tr><td>内線</td><td></td></tr></table>				令和 7 年 月 日 時 分				学校担当者	校長	教頭		可	否	選管担当者		区		内線	
令和 7 年 月 日 時 分																			
学校担当者	校長	教頭																	
可	否																		
選管担当者																			
区																			
内線																			

- 備考 1 本書は、使用の際、施設管理者に提出すること。
2 自ら施設に手を加えた場合は、必ず復旧すること。

備考 1 本書は、使用の際、施設管理者に提出すること。
2 自ら施設に手を加えた場合は、必ず復旧すること。